

## 成年後見制度等について

健康福祉部 地域福祉課



## 成年後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	①本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 →この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

## 法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内の家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左

(注1) 本人以外の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

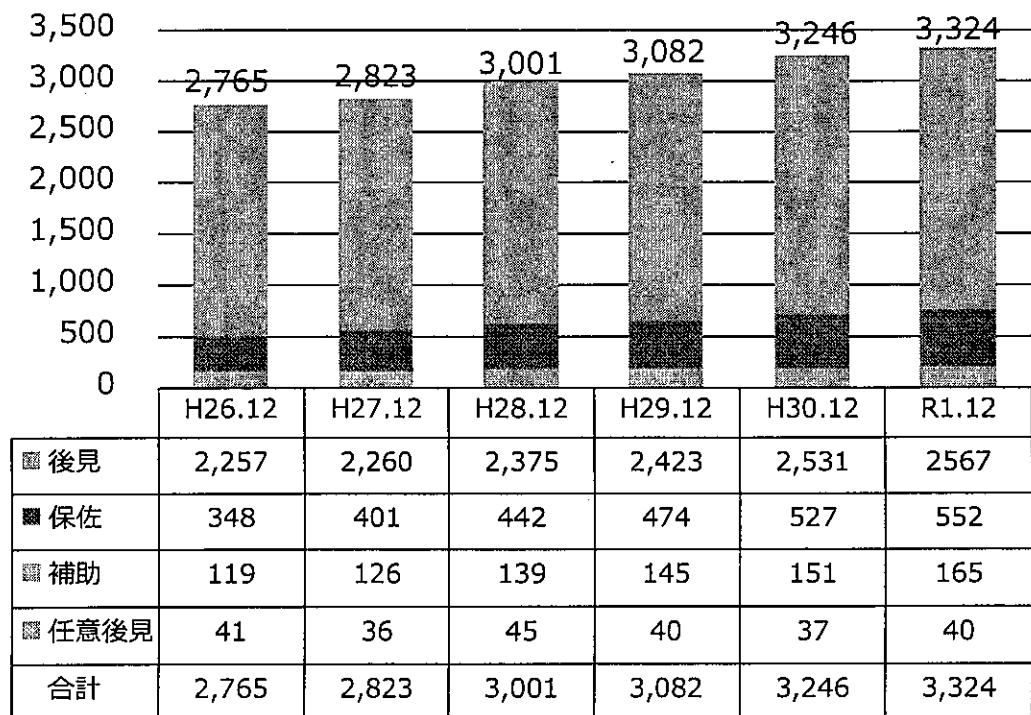
(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

## 長野県内における成年後見制度の利用状況（類型別）

○成年後見制度の法定後見制度（後見・保佐・補助）における利用者数は、いずれも増加傾向にある。

○任意後見制度は、横ばいとなっている。



## 成年後見制度利用促進について

### 【経緯】

- H28.5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H29.3 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

### ◆成年後見制度利用促進基本計画のポイント（計画対象期間：概ね5年間）

#### （1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

#### （2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
- 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネーターを行う「中核機関（センター）」の整備

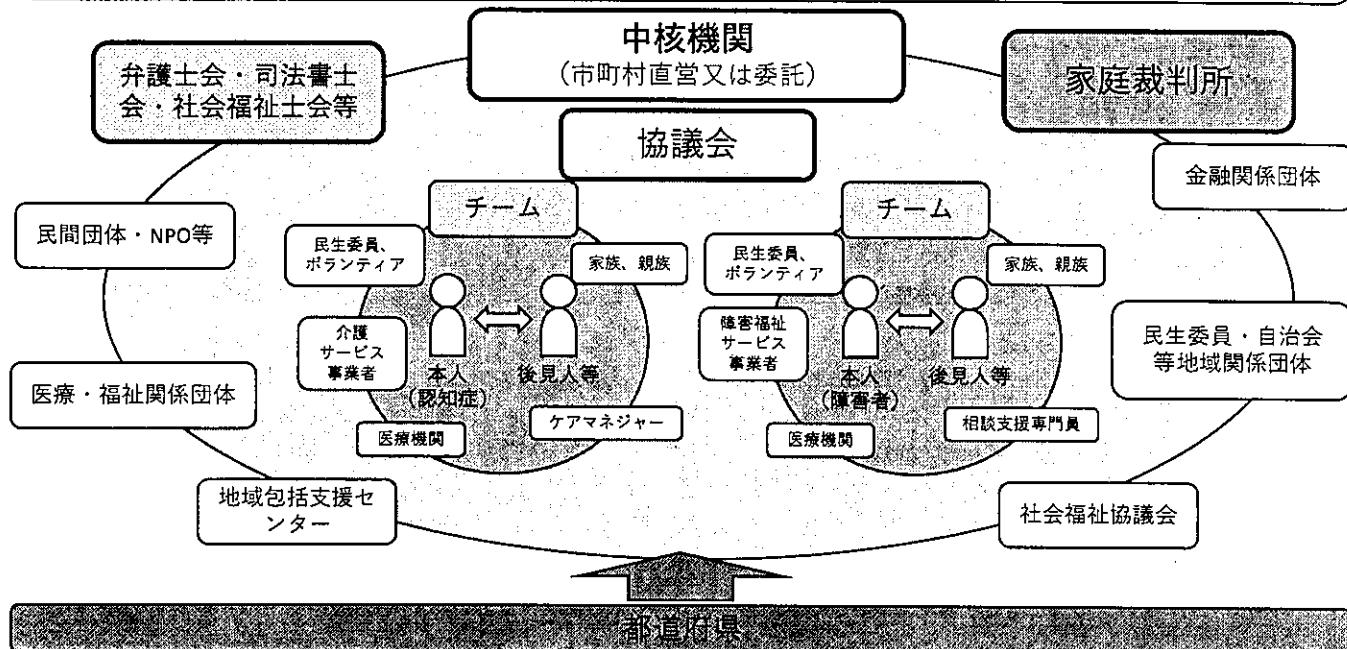
#### （3）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 後見制度支援信託に並列・代替する新たな方策の検討

## 地域連携ネットワークについて

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。地域連携ネットワークの役割は、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築。

(協議会：法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体)  
(チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒に日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握)



## 中核機関の機能と役割について

国基本計画では、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関（以下、「中核機関」という）が必要であるとされ、中核機関には、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能について段階的・計画的に整備することが求められている。

### ■広報・相談

#### 課題

- 制度がしられない
- 成年後見制度の相談先がわからない
- 相談しても、自治体や家庭裁判所にたらい回しにされる

#### 中核機関の役割・機能

- 研修・講演会等による周知・広報
- 明確な相談窓口の設置

### ■成年後見制度の利用促進（支援方針検討）

#### 課題

- 権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない
- 成年後見ニーズが発見されない
- 日常生活自立支援事業からの移行

#### 中核機関の役割・機能

- 相談機関における検討への専門職の派遣、権利擁護支援のアセスメント
- 支援方針の検討、首長申立判断等
- 日常生活自立支援事業からの適切な移行

### ■成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

#### 課題

- 申立書類作成のハードルが高い
- 首長申立を行った経験がない
- 誰を後見人等候補者とすればよいのかわからない
- 適切な成年後見人等候補者がいない、少ない

#### 中核機関の役割・機能

- 申立てに際する相談・支援
- 適切な候補者推薦のための検討

### ■後見人等の支援（モニタリング・バックアップ）

#### 課題

- 後見人一人では解決できない問題が多い
- 成年後見活動について不明なことを相談する先がない
- 選任された後見人の活動に疑義な点があり、相談したい

#### 中核機関の役割・機能

- チーム等支援会議の調整・コーディネート
- 後見人等の相談窓口の明確化・バックアップ
- 家庭裁判所との連絡調整
- 報告書等の書類作成支援

## 長野県内の成年後見センター等の設置状況

- 県内においては、成年後見制度に関する支援機関として各市町村からの委託または補助により成年後見支援センター等が設置されている。（全15箇所）
- 事業内容としては、センターによって違いはあるが概ね次のとおり。  
制度の広報周知、利用支援、法人後見受任、市民後見人養成 等
- 国基本計画においては、これらのセンターの機能を活かし、中核機関の設置を進めることとされている。

### ●広域市町村設置

- ①上伊那成年後見センター（伊那市社協）
- ②成年後見支援センターかけはし（松本市社協）
- ③上小国域成年後見支援センター（上田市社協）
- ④さく成年後見支援センター（佐久市社協）
- ⑤いいだ成年後見支援センター（飯田市社協）
- ⑥北信圏域権利擁護センター（NPO法人Mねっと）
- ⑦北アルプス成年後見支援センター（大町市社協）
- ⑧茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター（茅野市社協）
- ⑨諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター（諏訪市社協）

### ●単独市町村設置

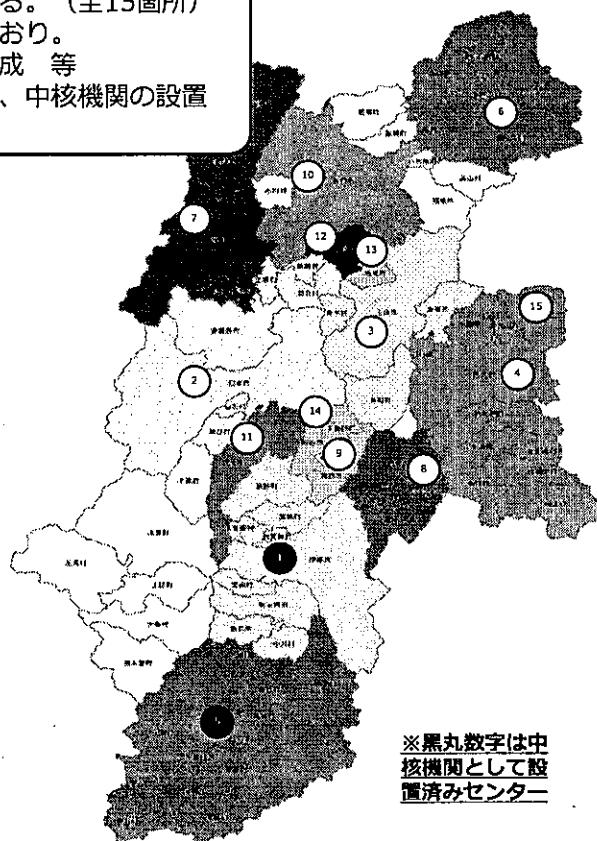
- ⑩長野市成年後見支援センター（長野市社協）
- ⑪塩尻市成年後見支援センター（塩尻市社協）
- ⑫千曲市成年後見支援センター（千曲市社協）
- ⑬坂城町成年後見支援センター（坂城町社協）
- ⑭岡谷市成年後見支援センター（岡谷市社協）

### ●社協単独設置

- ⑮権利擁護センターかるいざわ（軽井沢町社協）

※注）さく成年後見支援センターの管轄範囲であるが社協独自に設置している。

※未設置 12市町村（右図空白市町村）  
須坂市、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町、  
上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、



※黒丸数字は中  
核機関として設  
置済みセンター

## 日常生活自立支援事業の概要

- 日常生活自立支援事業は、成年後見制度と同様に権利擁護を目的とした事業である。成年後見制度創設の際、成年後見制度を補完する事業として先駆けて事業が開始された。
- 判断能力が不十分な方の権利擁護支援のためには、両事業が相互に協力、連携することが重要である。

### 目的

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うもの。

以下①②のいずれの要件にもあてはまる人が本事業の対象となる。

### ①判断能力が不十分な人

※認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人

### ②本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人

### 実施主体

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

※ただし、事業の一部を委託できる（基幹的社会福祉協議会に委託して実施）

## 日常生活自立支援事業の支援内容

基本サービス

福祉サービスの  
利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

オプションサービス

日常的金銭管理  
サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預入の預けいれの手続き

オプションサービス

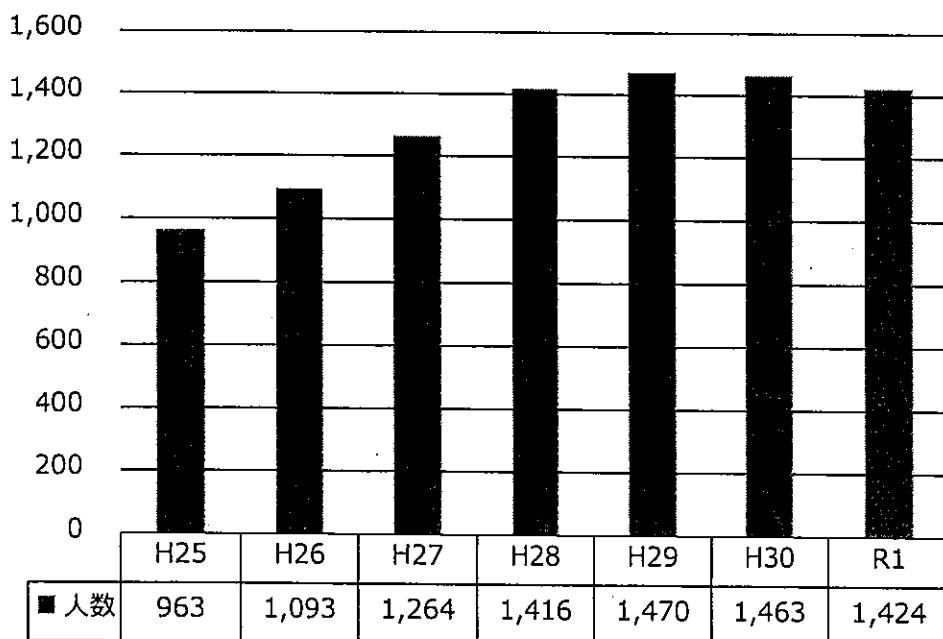
書類等の預かり  
サービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
  - ② 預貯金の通帳
  - ③ 権利証
  - ④ 契約書類
  - ⑤ 保険証書
  - ⑥ 実印・銀行印
  - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カード含む）

定期的な訪問による生活変化の察知  
※見守り※

## 日常生活自立支援事業の有効契約者数の推移

○令和元年度末の有効契約者数は、1,424人となっている。平成29年をピークに微減傾向となっている。



# 令和2年度 権利擁護推進事業 概要

地域福祉課

## 1. 目的

超高齢社会を迎え、認知症や知的障害その他の精神上の障害などにより財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっている。この課題に対して、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築」が期待されている。

このような状況の中、県民がどの地域にいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう、権利擁護の意識醸成及び成年後見制度利用促進のための体制整備を進め、権利擁護体制のある地域づくりを展開する。

## 2. 事業内容

### 【1】総合的な権利擁護推進事業

地域における総合的な権利擁護体制の構築に関する関係者等の理解を深め、また市町村の社会福祉協議会を中核として権利擁護を担う受け皿の拡大を進め、権利擁護支援の地域づくりを展開。

#### ①権利擁護推進セミナーの開催

権利擁護の仕組みと体制を確立することへの理解を広げ、具体的な実践に結びつけられるよう、関係者等を対象としたセミナーを開催する。

#### ②法人後見受任体制の構築支援

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行過程において、各地域において後見を受任できる体制をあまねく整える必要があり、その一つとして法人後見の受任を各社会福祉協議会にて進めていく必要がある。その体制を整備するための支援を行っていく。

#### ③法人後見推進会議の開催

法人として成年後見を受任するにあたり、それに取り組む意味を確認し、関係機関との連携方法や、相続、不動産、債務整理、葬祭、死後事務などの実務における課題を整理、共有し、地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けて法人後見の取組みを推進することを目指す。

### 【2】成年後見制度利用促進体制整備事業

県内どこの地域においても、成年後見制度の利用が必要な人が制度利用が可能となるよう地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置を促進し、「誰にでも居場所と出番のある地域共生社会」の構築。

#### ①成年後見制度利用促進戦略会議の開催

成年後見を受任している専門職団体等により、県内の中核機関の設置および地域連携ネットワークの構築を図るための課題を共有し、その対応策を検討するための会議を開催する。

#### ②中核機関の設置および地域連携ネットワーク構築促進のための連絡会議の開催

成年後見制度利用促進戦略会議と連携し、圏域ごとに中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築、市町村計画の策定等に向けた協議を行う会議を開催するとともに各圏域または各市町村の状況に合わせて、中核機関を広域で設置する場合の協議会の開催や検討が進まない市町村への個別の助言指導等を行う。

#### ③中核機関等職員研修会の開催

成年後見制度利用促進の中心的役割を担う中核機関職員、成年後見支援センター等職員、市町村担当職員を対象として、中核機関や地域連携ネットワークの基本的理解や成年後見制度の実務についての研修を行う。